

令和 7・8 年度 建設工事等競争入札参加資格審査申請要領 (建設工事、測量・設計コンサル)

令和 7・8 年度の建設工事等の競争入札参加資格審査申請の追加受付を次のとおり行います。

1. 受付区分及び受付期間等について

受付区分	住所区分	受付方法	受付期間	名簿登載期間
追 加	市内業者	持参又は郵送	令和 7 年 8 月 1 日(金))	令和 7 年 11 月 1 日)
	市外業者	郵 送	令和 7 年 8 月 18 日(月) (当日消印有効)	令和 9 年 4 月 30 日

※受付時間は、土日祝祭日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時（午後 0 時～午後 1 時を除く）。

※上記受付期間以外、随時の受付は行いません。

2. 受付場所 尾花沢市役所 財政課 財産管理係

〒999-4292 山形県尾花沢市若葉町一丁目 2-3 ☎ 0237-22-1111 (代表) 内線 241

3. (1) 提出書類【新規で名簿追加の場合】 (◎：必須、△：該当者のみ、—：不要)

	提出書類	業種区分		備考	
		建設工事	設計・コンサル等		
1	令和 7・8 年度建設工事等競争入札参加資格審査申請受付票	◎	◎	尾花沢市 HP よりダウンロード	
2	競争入札参加資格審査申請書	◎	◎	尾花沢市 HP よりダウンロード	
3	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (写)	◎	—	最新のものを提出	
	社会保険 (雇用保険、健康保険及び厚生年金保険) 加入の確認できる書類	△	—	経審で未加入になっているものの審査基準日時点で加入している場合	
	測量・コンサルタント業者総括表	—	◎	漏水調査は「その他」の欄に手書きで記載	
4	工事経歴書 (直前 2 期分)	◎	—		
	測量等実績調書 (直前 2 期分)	—	◎		
5	営業所一覧表	◎	◎		
6	技術職員名簿	◎	—		
	技術者経歴書	—	◎		
7	登録証明書 (写)	—	◎	営業に関する法律上の登録又は許可の証明	
8	登記事項証明書・身分証明書 (写し可)	—	◎	商業登記簿謄本 (法人)、身分証明書 (個人)	
9	委任状 (任意様式)	△	△	※委任期間は名簿登載期間	
10	印鑑証明書 (原本)	◎	◎		
11	使用印鑑届 (任意様式)	◎	◎		
12	納税証明書 (最新年度) ※写し可	消費税・地方消費税	◎	◎	未納税額がないこと
		法人市民税、市民税	◎	◎	法人の場合は法人税
		固定資産税	△	△	尾花沢市より課税されている場合のみ
13	誓約書	◎	◎	尾花沢市 HP よりダウンロード	
14	返信用封筒 (郵送の場合)	◎	◎	110 円切手を貼付し、宛先を記入してください	

(2) 提出書類【名簿登録があり工種・業種のみ追加の場合】

(◎：必須、△：該当者のみ、－：不要)

提出書類	業種区分		備考
	建設工事	設計・コンサル等	
1 令和7・8年度建設工事等競争入札参加資格審査申請受付票	◎	◎	尾花沢市HPよりダウンロード
2 競争入札参加資格審査申請書	◎	◎	尾花沢市HPよりダウンロード
3 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写) 社会保険(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険)加入の確認できる書類 測量・コンサルタント業者総括表	◎	－	最新のを提出
	△	－	経審で未加入になっているものの審査基準日時点で加入している場合
	－	◎	漏水調査は「その他」の欄に手書きで記載
4 工事経歴書(直前2期分) 測量等実績調書(直前2期分)	◎	－	追加工種分のみ
	－	◎	追加業種分のみ
5 営業所一覧表	◎	◎	
6 技術職員名簿 技術者経歴書	◎	－	
	－	◎	
7 登録証明書(写)	－	◎	営業に関する法律上の登録又は許可の証明
8 返信用封筒(郵送の場合)	◎	◎	110円切手を貼付し、宛先を記入してください

※様式は、山形県統一様式、国土交通省様式に準じ、A4版ファイル綴(色指定なし)で提出してください。

※代理申請を行う場合は、申請者本人から申請代理人への委任状を提出してください。代理申請の場合でも、名簿登載通知は申請者本人に送付します。

※申請書類に不備があった場合の書類の再提出については、受付日を含め14日以内(土日祝含む)を期限とします。なお、期限を過ぎてからの受理はいたしません。

4. 格付について

尾花沢市建設工事等入札参加資格審査基準に基づき、「土木一式」「建築一式」「電気」「管」「舗装」「水道施設工事」「解体」の各工事、及び「測量設計」「建築設計」の9業種については、経営事項審査の総合評定値等により総合点数を付与し、格付けを行います(市内業者のみ)。

【注意事項】

※受付区分「追加」での申請の場合、令和7.8年度の格付については、総合点数等に関わらず、その業種の最低ランクとなります。